

【資料3】

地区計画における調整池設置基準について

基山町雨水貯留施設の設置基準（案）

（目的）

第1条 この基準（以下「設置基準」という。）は、基山町市街化調整区域における地区計画の運用基準の対象区域の類型において、「市街化区域隣接・近隣型」と「近隣市町一体型」において適用し、雨水流出抑制のために設置する貯留施設について基本的な事項を定めることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 雨水貯留施設（以下「施設」という。）は、次の各号に掲げる事項に基づき設置する。また、構造及び施工に関しては、建築基準法、佐賀県県土づくり本部河川砂防課作成の平成24年4月 大規模開発における調整池の設計基準（案）（以下「調整池設計基準」という。）によるものとする。

- （1）5千平方メートル以上の開発行為をするとき。ただし、近隣市町一体型において、流域又は土地の形状により基山町に施設を設置しない場合を除く。
- （2）施設は、原則として掘込み式の調整池とする。ただし、これにより難い事情がある場合は、この限りではない。
- （3）第2号のただし書の適用にあつては、町関係課と十分な協議及び調整を行った上で、施設本来の機能を阻害することがないよう設計すること。この場合において、第4条の規定は適用しない。

（容量の算出方法）

第3条 この設置基準で定める施設の貯留容量（以下「容量」という。）は、調整池設計基準に示す容量を確保するものとし、算出方法については「開発前の雨水の河川への流入量を基準として決定する方法」で算出するものとする。

（施設の用地に関する事項）

第4条 施設の管理用通路については、次の各号に掲げる事項に基づき設置する。

- （1）施設出入口から施設の底部へ向かう管理用通路については、車両が通行できるもので、清掃方法等も考慮し設置しなければならない。
 - （2）管理用通路はアスファルト舗装または、コンクリート舗装としなければならない。また、斜路にはグルーピング等により滑り止め加工を施さなければならない。
- 2 施設の用地については、他者の侵入を防止するため、フェンスを設置しなければならない。
- （1）フェンスの高さについては、1.8mを標準とする。
 - （2）フェンスの材料については、耐食性に優れた材料を用いなければならない。
- 3 施設の用地については、町に帰属することを基本とし、次に掲げる事項に留意しなければ

ばならない。

- (1) 施設の用地となる土地の地目は「池沼」とし、帰属前に事業者において、地目変更登記を行わなければならない。
- (2) 施設の用地となる土地の権利部に抵当権等の登記事項がある場合は、帰属前に事業者において、権利の抹消登記を行わなければならない。

(委任)

第5条 この設置基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この設置基準は、令和8年 月 日から施行する。